

令和6年度

第11回 農業委員会総会 会議録

市川市農業委員会

第11回 市川市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和7年2月7日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員	9人	1番	板橋 利行
		2番	石井 宏
		3番	小沢 伊知郎
		4番	朝倉 一江
		5番	太田 裕士
		6番	山野 孝一
		7番	岡崎 博一
		8番	神澤 晶子
会長	10番		石橋 弘嗣

農地利用最適化推進委員	6人	1番	久保田 章
		2番	富田 憲一
		3番	皆川 佳広
		4番	石井 悦史
		5番	大滝 與鷹
		6番	平田 秀行

欠席委員	1人	9番	小川 治夫
------	----	----	-------

4. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について	1件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局専決分)	23件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨 の証明願について	6件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	秀谷 康久
副主幹	吹上 裕三
書 記	芦田 祥子

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第11回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、小川職務代理より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、7番の委員、8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、芦田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、7番の委員、8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、3番の委員、4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第3</p>

<p>事 務 局 長</p>	<p>号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案書の1から6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和7年1月21日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は畑、面積は1,578平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和7年1月21日でございます。</p> <p>申請地は東国分で地目は田、面積は263平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、学校法人市川東学院三愛幼稚園の園児が農業体験等の畑として利用するため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(3)の申請受付日は、令和7年1月23日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議 長</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班</p>
----------------	---

<p>議席 6 番の委員</p>	<p>に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、令和 7 年 1 月 3 1 日に農地調査班第 3 班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1) の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は樹園地となっており、取得後は譲受人が所有する申請地の隣地と併せて耕作していくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) の譲受人は、学校法人市川東学院です。</p> <p>譲受人は三愛幼稚園を運営しており、園児が農業体験等の畑として利用する目的です。現況は休耕地となっており、取得後は野菜を植え付けるとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ許可相当と思います。</p> <p>(3) の譲受人は、主に露地野菜を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており特に問題はありません。</p> <p>現況は休耕地となっておりましたが、取得後は譲受人が所有する申請地の西側隣地と併せて露地野菜やみかんを植え付けるとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては必要性も認められ許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
------------------	--

議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らしてご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の譲受人は、三愛幼稚園の園児が農業体験等の畑として利用する目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>通常、農地所有適格法人以外の法人は、所有権などの権利の移転ができません。しかし、本件は農地法第3条第2項ただし書及び同法施行令第2条第2項第1号に規定する教育を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令により定められたものに該当するため、権利移動等の不許可の例外になります。また常時従事要件も対象外となります。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、良好に耕作されることが想定され許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること譲受人世帯の農作業従事日数は270日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p>

	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(3)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(3)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。議案書の7から9ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和7年1月21日でございます。</p> <p>申請地は二俣で、地目は田、面積は36平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては工事用道路として利用することを目的に一時転用を伴う賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席5番の委員	<p>現地調査は、令和7年1月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立二俣小学校の北東側400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地は雑種地のため農地への</p>

	<p>影響はありません。</p> <p>雨水は自然浸透、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により一時転用を伴う賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、千葉市美浜区の千葉工事事務所で、高速道路の管理を営む法人です。</p> <p>京葉道路原木インターチェンジから船橋インターチェンジ間に上り線パーキングエリアを新設する事業にて工事用道路が必要であり、隣接する本申請地が適地として申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>一時転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、周辺には農地がないため特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和7年3月1日に着工し、完了は令和8年5月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと</p>

<p>議 長</p>	<p>思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第2号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第3号「令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、説明いたします。</p> <p>議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和7年1月22日付けで市川市長より「令和6年度第6次農用地利用集積計画（案）」が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項、並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p>

議 長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	<p>議案第3号「令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和7年1月30日に調査班第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回、農用地利用集積計画（案）の対象地は1件です。</p> <p>借り手は、松戸市に事務所がある農地所有適格法人で柏井町在住の貸し手が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>対象地は、柏井町2丁目で「柏井公民館」から200メートルほど東に位置した畑4筆で面積は2,722平方メートル、設定期間は3年間となります。</p> <p>現況は、農業用ハウスでは主に「葱苗」を、露地畑では「ブロッコリー」や「ちぢみほうれんそう」などの野菜を栽培しており、良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>借り手の経営する農地において耕作放棄地は無く、今回賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回決定を求められた令和6年度第6次農用地利用集積計画（案）について妥当と考えられ、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>調査班からの報告は以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
事 務 局	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」、について説明いたします。</p> <p>議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。</p> <p>令和7年1月21日付けで生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」、が1件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和7年1月30日に調査班第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

	<p>対象となる生産緑地は西部公民館の近くにある中国分2丁目の2筆で、面積は1,082平方メートルです。</p> <p>令和6年3月に亡くなられた願出人の「叔父」は農業に従事しておりましたが、相続した願出人は農業を営む意思が無いことから今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>死亡した者の農業従事日数について、年間250日程度、従事していたことを確認しました。</p> <p>以上のことから、死亡した者を生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>調査班からの報告は以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」(事務局専決分)、2件ございます。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>事務局より報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、2件報告いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>1番及び2番は、令和6年2月15日付けで相続が発生し、相続人からは、令和7年1月14日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、2件とも農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、23件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」、について事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和7年1月6日から1月31日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は</p> <p>8件、13筆、2,993.82平方メートル、</p> <p>第5条の届出は</p> <p>15件、21筆、7,675.38平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は、</p> <p>23件、34筆、</p> <p>転用面積は10,669.20平方メートルでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、18ページから22までに記載のとおりです。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件でございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告いたします。</p> <p>議案書のページ、23ページから24ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年1月6日から令和7年1月20日までの間に申請がありました6件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第11回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 岡 崎 博 一

委 員 神 澤 晶 子
